

学校で犯罪事件が起こったことを想定すると、学校長や教育委員会を中心に、精神保健福祉センターを含む医療・福祉・行政機関、臨床心理士会、警察（犯罪支援対策室）、犯罪被害者支援団体、児童相談所等が構成メンバーとして支援チームが立ち上げられる。

- ・被害者の人権尊重、
- ・被害状況の把握、
- ・正確な情報の開示・管理、
- ・心のケア体制の整備、
- ・スクールカウンセラーの派遣、
- ・教職員への助言・ケア・心理教育、
- ・子供たちへのケア・心理教育、
- ・クラスや保健室のサポート、
- ・保護者への助言・ケア・心理教育、
- ・マスコミ対応、
- ・電話相談窓口開設、
- ・リーフレット配布、
- ・地域への巡回相談、
- ・心の健康アンケート調査等の支援策

関係機関で役割を分担し、葬儀、保護者説明会、記者会見、保安体制整備、授業再開などを協力して執り行い、早期に学校が日常活動に戻れるよう支援する。教職員も強いストレスに曝され身体的・精神的に疲弊していく。ケース検討を行うなどして孤立しないよう助言する。「心の健康アンケート調査」は不調を言語化しづらい被害者をリストアップするには優れているが、アンケート内容による二次被害については注意する。

（４）「個」のケア

事件によって被害者は安心感の欠如や人間不信から対人交流を避けるようになる。家族や友人、職場職員など周囲にいる被害者のサポーターも、対応に戸惑い困惑していることが多い。支援者は心理教育を活用してサポーターに「被害者への関わり方」のノウハウとメンタルケアの必要性を伝え、ケアが必要な被害者が精神保健福祉相談を受けられるよう下準備をしていく。被害者にとって信頼できるサポーターからメンタルケアをすすめられると相談の場に出て行きやすくなる。「場」が安定しメンタルヘルスを意識する気運が高まると、「個」のケアも進みやすくなる。とは言っても日本ではまだまだ精神科に対する偏見は強い。相談窓口でも、身体ケア、健康チェックとしてアプローチしていくほうが心理的抵抗感も少なく無難である。まず、睡眠、食事、日中活動などについて尋ねる。頭痛、腹痛、肩こり、しびれ、倦怠感など身体症状が聞き出せるようになったら二次被害を引き起こさないよう配慮しながら精神的な状況についても聞いていく。専門的な心理カウンセリングは臨床心理士等カウンセラーが行う。症状が重く薬物療法が必要と思われるケースは、必要に応じて医療機関を紹介するが、あくまでも希望があつての診察とする（ただし、自傷他害のある場合は精神保健福祉法による措置対応に準じる）。

（５）中長期の支援

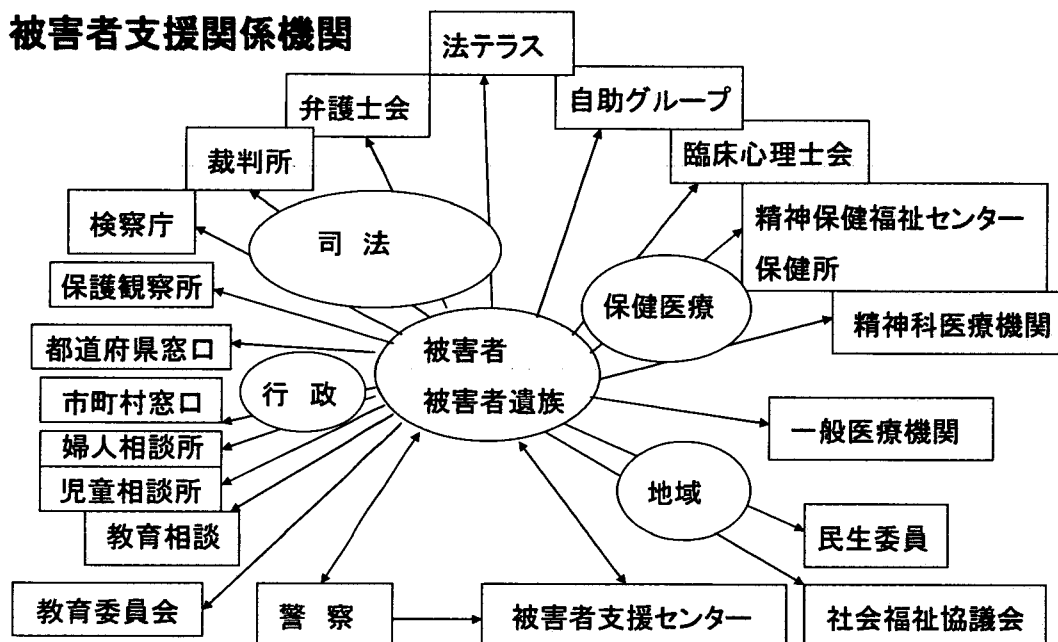
「場」と「個」の支援が十分行なわれ、ともに安定性が回復されれば、中長期支援に移行していく。検討会議が継続的に開催されることで、新たに生じる問題に対して善処でき、切れ目のない支援も提供できる。会そのものの存在が支援者チームを活性化させる。継続

的な支援は、保健師による訪問等、長期的な関わりを続けられる地域保健活動にシフトしていく。精神保健福祉センターとしては被害者のニーズがなくなるまでコーディネート、コンサルテーション、バックアップ機能を果たしていく。いくつかの犯罪事件に関していくうちに支援者・支援機関のネットワークは充実し、情報伝達経路、緊急時人員確保、役割分担なども整備されていく。いざというときの協力には日常の関係性こそ大事で、普段の業務を通じて「顔の見える関係」を構築しておく。貴重な経験を生かして実践的なマニュアル・モデルを作ること、犯罪事件の発生・再発の予防も重要である。

3) その他の役割

現時点では、精神保健福祉センターの業務の優先度やマンパワーの問題から、犯罪被害の危機介入に対するスタンスは様々であろう（インテンシブなケアを行うクライシスレスポンスチームを組織する県もいくつかある）。精神保健福祉センターがどのレベルで緊急支援をするにしても、被害者支援の関係者に対する技術指導・教育研修、地域住民に対する啓発活動、相談窓口や医療体制の整備等の実施は必須である。事件によっては支援チームが結成されない場合もある。そのときでも精神保健福祉センターは地域精神保健の技術的中核として被害者や関係機関を積極的に支援していく責務を果たすことが求められている。

4. 関係機関・団体との連携

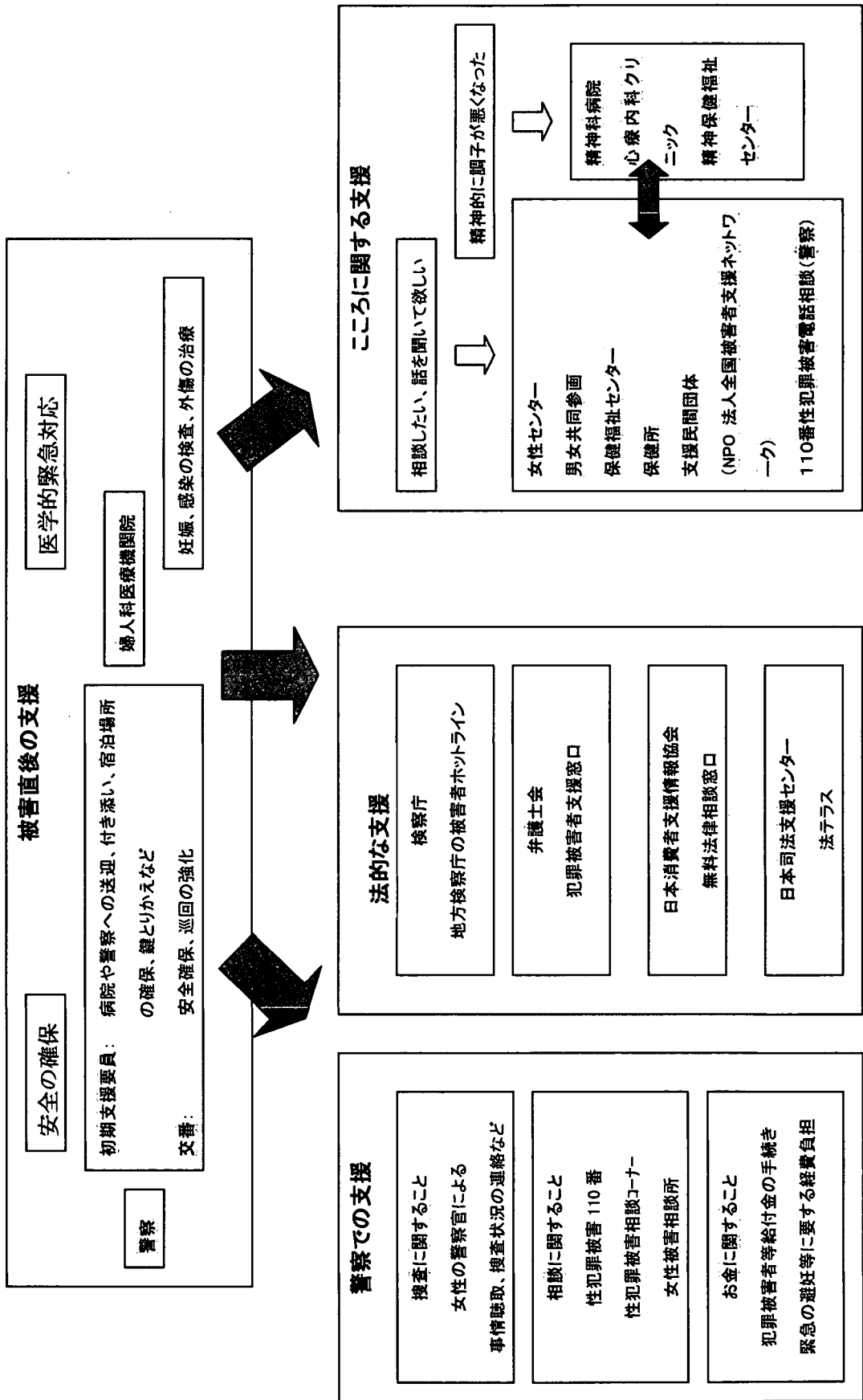


本章では関係機関や団体との連携について述べる。犯罪被害者は、精神的ケアだけではなく、生活上、経済上そして社会生活においても様々な困難を抱え、「切れ目のない支援」を求めている。一つの機関だけで支援するのではなく、他機関との連携が求められていると言える。各機関や団体の支援内容を理解し、被害者の求めている多様なニーズに応えていく必要がある。

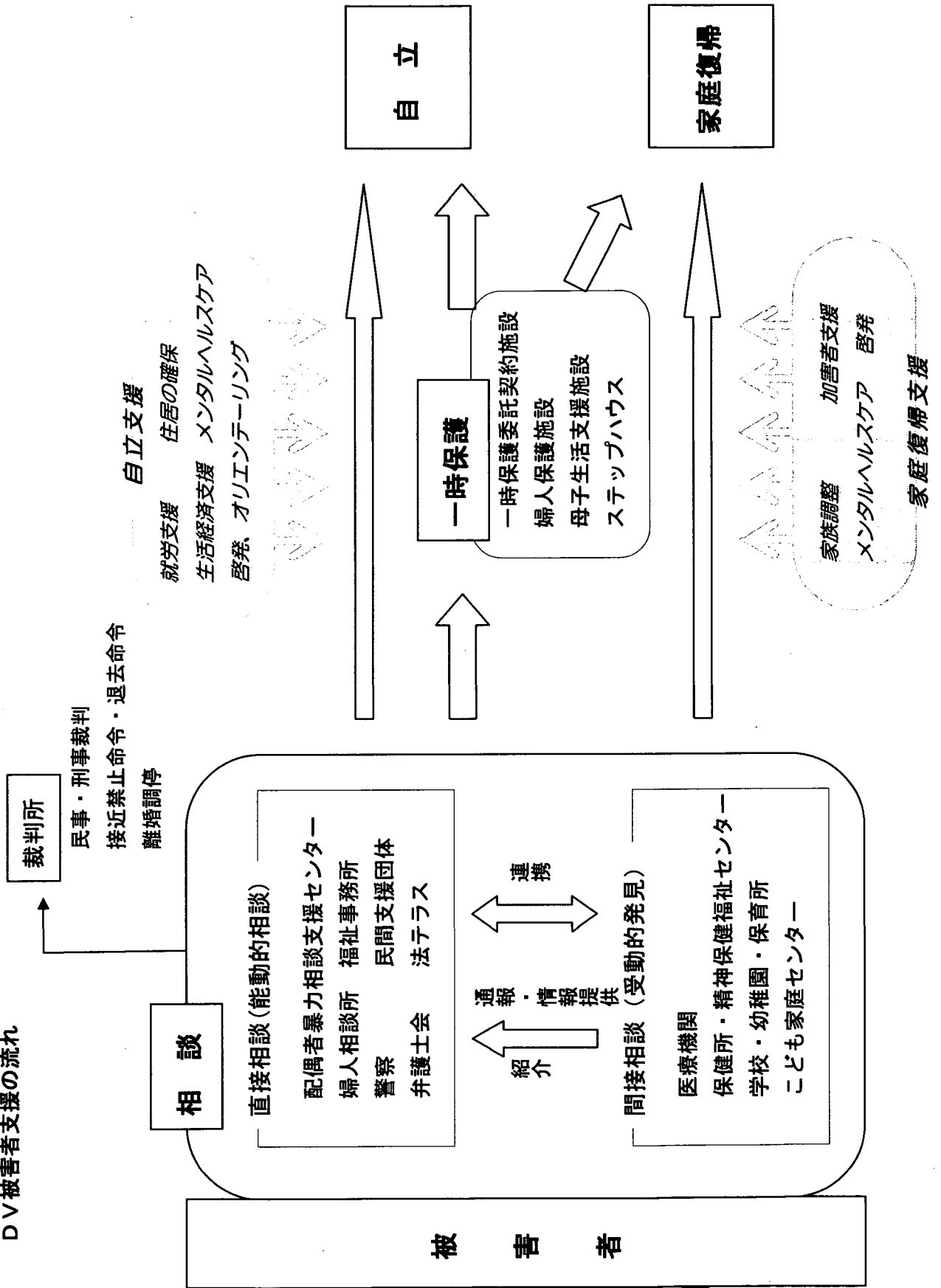
	項目	関係機関・団体
総合窓口	情報提供など	都道府県・指定都市担当窓口（資料2）
	被害者連絡制度（捜査過程，被疑者検挙，加害者処分など） 犯罪被害給付制度，民事上の損害賠償請求制度の周知等	警察本部被害者対策室 各警察署被害者支援係
	電話相談，面接相談，法廷・病院等への付き添い 関係機関・団体等との連携をとる	全国被害者支援ネットワーク（NPO 法人又は社団法人）（資料）
	各種福祉制度の申請窓口	市町村

直 接 支 援	各種福祉制度の相談	福祉事務所，民生委員
	健康相談	市町村保健センター，保健所，精神保健福祉センター
	DV被害者の一時保護，婦人保護施設	婦人相談所
	母子生活支援施設，民間シェルターの紹介	配偶者暴力相談支援センター
	被虐待児の一時保護，施設入所 親権停止・喪失の家裁への通告	児童相談所
	医療（投薬，カウンセリング） ：ASD，PTSDなどに対して	医療機関，医師会 精神科，心療内科 産婦人科，小児科
カウンセリング：PTSDなどに対して	臨床心理士会	
法 的 支 援	解決に役立つ法制度や相談機関の紹介 弁護士費用立替制度	日本司法支援センター（法テラス）
	司法アドバイス，弁護士活動	弁護士会，司法書士会 （被害者支援委員会）
	加害者の逮捕，起訴，裁判の経過情報，出所情報	検察庁
	DVに対する保護命令，接近禁止命令，退去命令	地方裁判所
	1. 加害者の仮釈放・仮退院について意見を述べる。 2. 保護観察中の加害者に，被害者の方の心情を伝える。 3. 加害者の保護観察の状況などを知る。 4. 専任の担当者に不安や悩み事を相談する。	保護観察所
	多重債務，過払い利息の返還	全国クレジット・サラ金被害者連絡協議会
犯 罪 被 害 者 団 体	・ピアミーティング ピアカウンセリング ピアサポート ・啓発活動など	全国犯罪被害者の会（あすの会），少年犯罪被害者当事者の会，TAV 交通死被害者の会，全国学校事故・事件を語る会，六甲友の会 他多数(資料)

性暴力被害者支援の流れ



DV被害者支援の流れ



1) 警察

警察本部 被害者対策室（各県の犯罪被害者支援センターの近くに設置されていることも多い）
各警察署 被害者支援係、また、DV、ストーカー被害に関しては県警の生活安全企画課の電話・面接相談を行っている。

具体的支援としては

- ①被害者連絡制度・・・捜査過程、被疑者検挙、処分結果を必要に応じて連絡してくれる制度
- ②犯罪被害給付制度の周知、手続きの手伝い
- ③民事上の損害賠償、請求制度の周知
- ④専門的な被害者支援が必要とされる場合は指定被害者支援要員が事件直後より付き添い、ヒアリング、説明、連絡、民間支援団体、カウンセラー等の紹介、引き継ぎを行っている。
- ⑤性犯罪に対しては、交番、鉄道警察隊に「女性相談交番」「女性被害相談所」設置され女性の警察官が相談に応じる。
- ⑥少年犯罪に対しては「被害少年カウンセリングアドバイザー」「被害少年サポーター」などが支援活動をしている。
- ⑦交通事故被害者
 - ・ひき逃げ事件の被害者遺族や交通死亡事故の遺族を対象として担当捜査員が捜査状況、検挙状況及び処分状況について連絡を行っている。
 - ・保険請求、損害賠償請求制度の説明、示談調停、訴訟の手続き等の説明を行っている。

2) 検察庁

・被害者支援員制度

全国の地方検察庁に配置され、被害者からの様々な相談への対応、法廷への案内・付き添い、事件記録の閲覧、証拠品の返還などの各種手続きの支援などを行う。被害者の状況に応じて、関係機関や団体等を紹介する。

・被害者ホットライン

被害者が検察庁へ気軽に被害相談や事件に関する問い合わせを行えるように専用電話として全国の地方検察庁に設けている。電話だけでなく、FAX の利用も可能である。夜間や休日の場合でも留守番電話や FAX での利用が可能となっている。

・被害者等通知制度

被害者や参考人等に対し、できる限り事件の処分結果、刑事裁判の結果などに関する情報を提供する制度。

参考資料「犯罪被害者の方々へ」（検察庁）

3) 裁判所

傍聴

優先的に裁判を傍聴する制度が設けられている。

証人尋問

証人への精神的な負担を軽くするため、証人への付添い、証人の遮へい、ビデオリンク方式での証人尋問がある。

被害者の意見陳述制度

被害者や遺族が法廷で意見を述べる制度。

刑事和解

刑事手続においても、民事裁判での和解と同じ効力を与える制度。こうすることで、被告人が和解(示談)した約束を守らずにお金を払わない場合には、被害者や遺族等は、別に民事裁判を起さなくても、この公判調書を利用して、強制執行の手続をとることができる。

少年審判手続における被害者支援

被害者の意見聴取制度、少年事件の記録の閲覧・コピー、被害者通知制度(家庭裁判所から少年の氏名や審判の結果などを通知するもの)がある。

心神喪失者等医療観察法の審判段階における被害者支援

被害者等による審判の傍聴の制度、被害者等に対する審判結果の通知の制度がある。これらは裁判所に申し出る。また、審判の申立てをしたことについての情報提供する場合は、検察庁に相談する。

新しい刑事司法 - 被害者参加制度と損害賠償命令制度 -

平成 19 年 6 月 20 日、被害者参加制度などを含む「犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事訴訟法等の一部を改正する法律」が成立し、同 6 月 27 日に公布され、公布後 1 年 6 ヶ月以内に施行されることとなった。法律案の提案理由として、「犯罪被害者等の権利利益の一層の保護を図るため、犯罪被害者等が刑事裁判に参加する制度、犯罪被害者等による損害賠償請求について刑事手続の成果を利用する制度及び刑事手続において犯罪被害者等の氏名等の情報を保護するための制度を創設するとともに、刑事訴訟における訴訟記録の閲覧及び謄写の範囲を拡大するほか、民事訴訟におけるビデオリンク等の措置を導入するための規定を整備する必要がある」とされている。

この改正により、1) 刑事裁判の手続を利用して民事の損害賠償請求ができる制度、2) 公判記録の閲覧・謄写の条件の緩和及び範囲の拡大、3) 性犯罪被害者等の実名等特定事項が法廷等に顕出しない制度、4) 被害者が刑事裁判に参加できる制度が新設された。施行は平成 20 年の秋頃とされており、実際の運用が注目されている。

4) 保護観察所

(1) 意見等聴取制度

地方更生保護委員会が行う加害者の仮釈放・仮退院の審理において、意見等を述べることができる。

(2) 心情等伝達制度

被害に関する心情等を聴き、これを保護観察中の加害者に伝える。

(3) 加害者に関する情報の通知

加害者の保護観察の状況等に関する情報を、希望する被害者や遺族等に通知する。

(4) 相談・支援

- ・保護観察所の被害者専任の担当者が相談に応じる。
- ・被害者や遺族等のための制度や手続等に関する情報提供。また、相談に応じて関係機関・団体等の紹介等。
- ・希望がある場合は、電話等で問い合わせる。

5) 児童相談所（児童虐待）

児童虐待通告受理しだい立ち入り調査、状況に応じ児童の一時保護のうえ虐待児・養育者のアセスメント、被害児の診察、必要に応じ施設入所を行い、親権停止または喪失処分など家庭裁判所への通告等を行う。

6) 婦人相談所（DV・ストーカー被害）

現在各都道府県により名称の違いはあるが配偶者暴力相談支援センターとして、男女共同参画センター、婦人相談所が設置されている。支援の流れとしては、警察、配偶者暴力相談支援センター、地方裁判所等の関係機関が連携して、以下のように支援を行っている。

①暴力を許さない社会づくり（啓発活動）

②被害者の安心と安全の確保

一時保護、母子生活支援施設、婦人保護施設、民間シェルターによる保護

③安心して相談できる体制づくり

男女共同参画センター、婦人相談所、警察、福祉事務所、保健所、市町村保健センター等

④被害者の生活の再建を果たすための支援

・心身のケア ・経済面の支援 ・就労支援 ・住宅確保 ・子育て支援 ・司法手続きに関する支援

⑤被害者である子どもや若者への支援

- ・婦人相談所、母子生活支援施設、児童相談所などによる子どもの支援
- ・デートDVの防止と被害者に対するケアも行われている。

⑥被害者支援の視点に立った加害者更正

配偶者暴力防止法の改正(平成 20 年 1 月 11 日施行)

保護命令制度が拡充され、1) 生命・身体に対する脅迫を受けた被害者も保護命令の申し立てが可能 2) 被害者に対する電話・電子メール等を禁止することができる 3) 被害者等の親族等も接近禁止命令の対象となる。

7) 日本司法支援センター (法テラス)

平成 18 年 10 月 2 日全国 500ヶ所で一斉オープン

法テラスは「全国どこでも法的トラブルを解決するための情報やサービスを受けられる社会の実現」という理念の下に、国民向けの法的支援を行う中心的な機関として設立された。法テラスは、「司法制度改革」の三本柱のひとつであり、正式名称は「日本司法支援センター」。

犯罪被害者やその家族などが、そのとき最も必要な支援が受けられるよう、支援制度や相談窓口等の案内をしている。直接の支援に対応するのではなく、解決に役立つ法制度の紹介や適切な相談機関を紹介する機関。

TEL (固定電話) 0570-078374(一般)

0570-079714(犯罪被害者支援)

時間 平日 9:00~21:00

土曜 9:00~17:00

通話料 全国一律 3分 8.5円

TEL (PHS, IP電話) 03-6745-5600

8) 犯罪被害者支援民間団体

NPO法人全国被害者支援ネットワーク (資料 3)

東京で開設された犯罪被害者相談室の活動より始まり、警察庁や(財)犯罪被害救援基金の支援を受けて、各地における民間被害者援助団体が設立を推進して、1998年5月最初は8団体で「全国被害者支援ネットワーク」が設立された。その後、加盟団体が年々増加し、平成19年10月1日現在、45都道府県46団体と発展している。

業務内容としては、団体により若干の違いはあるが概ね以下のとおりである。

- ① 電話相談、面談相談
- ② 付き添いなどの直接的支援・希望に応じて直接支援は法廷、病院等へ付き添うことができる。
- ③ 関係機関・団体等との連携による支援・警察、弁護士会、医師会、心理士会等と連携をとり支援している。
- ④ 相談員、被害者支援ボランティアの養成及び研修
- ⑤ 広報・啓発活動

⑥ 被害者グループ（自助グループ）への援助

自助グループの設立を援助し、設立された地域では交流場所の提供や活動の支援を行う。

9) 弁護士会

日本弁護士連合会は1999年10月12日「犯罪被害者に対する総合的支援に関する提言」を発表し、犯罪被害者相談窓口の開設等を提言し、各地の弁護士会で専用相談窓口を開設している。相談内容としては「刑事手続きがどのように進むのか知りたい」「刑事裁判や捜査の進行状況について知りたい」「証人に呼ばれているが不安だ」「裁判官に自分の気持ちを伝えたい」などである。

10) 臨床心理士会等

・臨床心理士会

被害者支援担当心理士をおき、カウンセリング、PTSDの治療などを行っている都道府県等がある。

・全国クレジット・サラ金被害者連絡協議会

全国41都道府県86団体で構成され、1982年に創立以来弁護士・司法書士・学者・労組・消費者団体・商工団体の協力を得ながら、ボランティアでクレジット・サラ金被害の予防と救済運動を行う団体。(平成20年2月現在)

連絡先(事務局) 〒101-0047 東京都千代田区内神田2-7-2 育文社ビル3階

TEL 03-5207-5507 FAX 03-5207-5521

・全国クレジット・サラ金問題対策協議会 1978年11月結成

メンバー：弁護士261名、司法書士319名、被害者の会65団体、他34名

活動内容：総会、拡大幹事会(年4回)、実務研究会、被害者交流集会、全国110番、書籍出版

連絡先：大阪市中央区北浜2-1-23 日本文化会館6階

tel：06-6222-0186

fax：06-6222-2302

11) 自助グループ

各地で自助グループが活動しているが、活動内容はさまざまである。自助グループ支援については、第5章を参照。

犯罪被害者団体(自助グループ含む)(内閣府HPより)

団体名
青森被害者語りの会

<u>あひる一会 あひるのいちえ</u>
<u>生命のメッセージ展</u>
<u>NPO 法人 KENTO</u>
<u>NPO 法人交通事故後遺障害者家族の会</u>
風通信舎
<u>交通事故調書の開示を求める会</u>
佐賀犯罪被害・交通事故被害者遺族の会自助グループ「一歩の会」
<u>Japan Victim Assistance Ring (JVAR)</u>
<u>安心安全な社会をめざす事故遺族の会</u>
全国交通事故遺族の会
<u>全国犯罪被害者の会 (あすの会)</u>
<u>全国犯罪被害者の会 (あすの会) 関西集会</u>
<u>全国犯罪被害者の会 (あすの会) 九州集会</u>
地下鉄サリン事件被害者の会
<u>TAV 交通死被害者の会</u>
<u>犯罪被害者団体ネットワーク</u>
被害者支援を創る会
<u>北海道交通事故被害者の会</u>
三重県交通事故遺児を励ます会
六甲友の会

5 自助グループへの支援

全国各地に、被害者自らが立ち上げた犯罪被害者自助グループがあり、被害者への支援活動をされている。現在活動中の自助グループに対して、精神保健福祉センター等地域精神保健福祉機関が行いうる支援方策としては、以下のことが考えられる。

1) 情報提供

- ① 他の被害者に対しての情報提供
- ② 自助グループに対しての情報提供

2) グループ運営における支援

- ① 運営費用の補助
- ② 例会の場に専門職が第三者として参加
- ③ 専門職からのコンサルテーション
- ④ 運営者自身へのケア

3) 啓発

- ① 広く世間一般に対しての啓発
- ② 関係者に対しての啓発や技術指導
- ③ 被害者に対しての啓発

4) 連携

1) 情報提供

① 他の被害者に対しての情報提供

相談等で来所された犯罪被害者に対し、同様の体験をされた被害者自助グループの紹介をする。また、行政の相談体制や利用しうる資源などについての情報を提供する。

② 自助グループに対しての情報提供

自助グループに対し、行政や関連機関の相談窓口や支援体制、法律、福祉、医療機関情報など、必要な情報を提供する。

2) グループ運営における支援

① 運営費用の補助

例会会場の幹旋や、通信費・会場費・印刷費など運営費用の補助を行う。

② 例会の場に専門職が第三者として参加

同じ悩みをもつ人たちが集まって支えあう自助グループは、心ゆくまで悩みをうちあけて心を解放することができ、また必要な情報交換もできて、たいへん心強い支援グループとなりうる。しかしその反面、つながりの要となる共通体験のそれぞれ個別の差違が溝を生み、お互いに傷つけあうこともある。犯罪被害者の自助グループは、「悲しみ」

というつながりを基にしているために、より感情的な渦にまきこまれやすいのかもしれない。医師、心理職、PSW、保健師など専門職が例会の場に参加して、必要に応じ調整役となり、グループの安定化をはかる。

③ 専門職からのコンサルテーション

個別事例への対応や、グループの運営、事業展開などに対して、必要に応じて専門職から助言する。

④ 運営者自身へのケア

自助グループは、運営者自身も犯罪被害の当事者である。当事者だからこそできるメリットもあるが、反面、相談を受ける時にあまりにも感情移入しないように適度な距離をとることの難しさなど、当事者ゆえの負担もある。運営者へのケアや助言を行う。

3) 啓発

① 広く世間一般に対しての啓発

世間一般的には、犯罪被害者は「特別な人で自分とは関係がない」という意識や、誤解・偏見がある。犯罪被害者の自助グループやその他被害者支援の体制についても、その存在があまり知られていない。犯罪被害者が当初から、悩みを自然な形で周囲に打ち明け、相談でき、周囲から日常的な関わりや支援が得ることができたら、それこそが真に効果的な被害者支援であろう。また、周囲の個人的なつながりから、専門機関への紹介がされれば、被害者も安心して専門相談機関にかかることができる。

広く世間一般に対して、犯罪被害やその支援、また PTSD や心のケアについて、啓発を行う。

② 関係者に対しての啓発や技術指導

地域保健福祉機関、行政の相談窓口、医療機関、警察、学校、民間支援団体、自助グループスタッフなど、被害者支援に携わる関係者に対して、犯罪被害やその支援、PTSD や心のケアについての啓発や技術指導を行う。それぞれの機関で、犯罪被害者と接するときに、適切な関わりができ、二次被害をもたらさない様に、正しい知識を伝える。また、自助グループスタッフに対して、ファシリテーターとしての技術など、グループ運営上の技術を伝える。

③ 被害者に対しての啓発

被害者の心の揺れ、感覚麻痺、不安、恐怖感、不信感、身体症状などは、トラウマを受けた人の心理的な反応として説明できる部分もある。PTSD の心理的反応（異常な体験をした場合の正常な反応）と、具体的な対応法を知ってもらうことで、ある程度安心を得られる。被害者に対して、PTSD や対応方法についての啓発を行う。

4) 連携

被害者が地域で孤立し、日常生活にも支障をきたすような状態であっても、自らは助

けを求めることすらできない場合もある。保健所や市町村等と連携し、自ら相談しづらい被害者への訪問も含めた支援の調整をする。犯罪被害者の支援は、心のケアだけではなく、地域精神保健活動の視点からの支援が必要である。自助グループも含めた関係諸機関との連携を図り、支援チームについて調整し、連携システムを構築する。

また、被害者は、事件の事実関係が明らかにされていないためにつらい思いをしている場合もある。その点にも十分配慮した支援のあり方が求められる。

自助グループは各種あり、活動のしかたや体制もいろいろである。たとえば例会の持ち方も、あくまでもクローズドとしたいグループもあるかもしれない。グループによって、必要とするものには違いがある。実際に必要としているものは何か、そのグループのニーズを知ることが、まずは基本であろう。

6 犯罪被害者等の支援に係る研修

これまで、精神保健福祉センターでは、保健所、市町村、福祉事務所、社会復帰施設等の精神保健福祉業務に従事する関係機関職員への教育研修や一般住民、ボランティア、民生委員等を対象にした啓発普及のために、さまざまな講座、講演会等を実施してきている。その一環として、「犯罪被害者等の支援」をテーマにした研修等の企画が、今後ますます要請されると思われるので、それに資するために、基本的な資料等を整理し、例示する。

1) 研修の企画

以下を踏まえて、各センターの事情に応じた企画内容を創意工夫する。

【目的・対象】

- ① さまざまな相談を受ける関係機関職員が、犯罪被害者等に対して2次被害・3次被害を与えることなく、適切な相談対応を行い、適切な支援を提供するために関係機関との連携を図れることを目的とした教育研修。
- ② 地域で、身近に接する一般住民、ボランティア、民生委員等が、犯罪被害者等が抱えている問題や苦悩を理解し、適切な接し方や相談機関を紹介できることを目的とした啓発普及。

【時間の枠組み】

- ①、②の目的によって、2時間から4時間の範囲が想定されるが、限られた時間設定の中なので、目的・対象に応じた内容を取捨選択する必要がある。

【講師の手配】

- ① 分野毎の専門家（医師・弁護士・臨床心理士等）
- ② 地域の犯罪被害者支援センター
- ③ 犯罪被害当事者等
- ④ 精神保健福祉センター職員

2) 研修・啓発のための講座内容

◎：必須 ○：必要時、盛り込む

項目	目的	研修	啓発
①犯罪被害者等の支援の歩みと現状	被害者支援の歴史と動向を知ること で、支援の意義を理解する	◎	◎
②犯罪被害者等基本法、犯罪被害者等支援基本計画、司法制度	各種法制度の趣旨を知ること で、支援の意義を理解する	◎	◎
③関係機関の役割と活動内容 〔警察、検察、裁判所、弁護士会、日本司法支援センター、犯罪被害者支援センター、その他〕	各関係機関の役割・活動内容を知ること で、連携や紹介を適切に行える 事を狙いとする	◎	◎

④犯罪被害者等の心理的反応と精神的な援助	被害者等の心理的特徴、PTSD・うつ病等のメンタルヘルス上の問題を理解し、適切な支援と危機介入の在り方・留意点を学ぶ	◎	◎
⑤各種犯罪被害の事例	殺人、性犯罪、虐待等の事例を通して、支援の実際を理解する	○	○
⑥被害者等の権利と支援に関わる福祉サービス	犯罪被害者補償制度、各種経済的支援の制度等について知る	◎	○
⑦メンタルヘルス上の問題を抱えた被害者等の支援	PTSD、うつ病、不安性障害等の治療について知る	○	○
⑧当事者の講話	犯罪被害者・遺族の経験談に触れることで、理解を深める	○	○

3) 参考資料

- ① 犯罪被害者のメンタルヘルスー精神医療現場での治療と対応ー 誠信書房(平成20年3月現在校正中)
- ② 心的トラウマの理解とケア(第二版) じほう、2006
- ③ [講座 被害者支援 全5巻] 東京法令出版、2000
 - 第1巻 犯罪被害者支援の基礎：上記①、②の項目を掲載
 - 第2巻 犯罪被害者対策の現状：上記③のうち、警察・検察・裁判所について掲載
 - 第3巻 犯罪被害者支援と弁護士：上記③、⑤、⑥の項目を掲載
 - 第4巻 被害者学と被害者心理：上記④、⑦の項目を掲載
 - 第5巻 犯罪被害者に対する民間支援；上記③の項目を掲載
- ④ [犯罪被害者の研究：犯罪被害者実態調査研究会] 成文堂

犯罪被害者・刑事司法関係実務家に対するアンケート調査をもとに、犯罪被害者の心理・援助、被害者・遺族の実態が掲載されている
- ⑤ 政府機関のホームページ

この内、内閣府のホームページ：政策「共生社会」の「犯罪被害者等施策」に、最新版の犯罪被害者白書が掲載されており、上記①、②、③、⑥の項目についての資料を入手できる

7 精神障害者の受ける犯罪被害

地域精神保健福祉活動と犯罪被害について

- 変容しつつある地域社会で、多様な犯罪被害に遭遇するリスクから精神障害者を守る危機管理的視点が求められる
- 地域生活支援時に、犯罪被害に対する事例に応じた種々の予防策を考慮しておく
- 地域生活支援時や精神保健相談時に、平素と異なった精神症状や身体症状の変化が認められた場合、何らかの犯罪被害が背景にある可能性も考慮する
- 地域福祉権利擁護事業の利用等、関係機関との連携を図る

1) 精神障害者と犯罪被害

犯罪と精神障害者との関係は、これまで加害者の立場で語られることが多く、犯罪被害の弱者という側面について焦点が当てられることは少なかった。そのため、この点についての日本での調査研究は少なく、統計的な実態は明らかではない現状にある。脱施設化が進み、多くの精神障害者が地域生活を送っているアメリカでの、調査研究によれば、過去一年間に 691 例の対象患者のうち 16%が暴力犯罪の被害を受けているという Walsh 等⁽¹⁾の報告や、936 例の対象患者の四分の一以上が過去一年間に暴力犯罪の被害を受け、これは対象とした一般住民の被害率の 11 倍高く、暴力犯罪の種類によっては 6 から 23 倍高いことが、Teplin 等⁽²⁾により報告されており、地域で生活を送る精神障害者にとって、犯罪被害は重要な保健上の問題であることが強調されている。他方、フィンランドでの Honkonen 等⁽³⁾の調査では、670 例の退院した統合失調症患者を 3 年間追跡したところ、英米と比べて著しく低い 5.6%の暴力被害率であったことからとも言えるように、それぞれの社会状況によって、犯罪被害率は大きな差異があるのは確かである。主に暴力犯罪に関してだが、現在の日本で欧米と同様の高い犯罪被害率が存在するとは言い難いが、日本型社会も徐々に変容し、また障害者の地域生活への移行が促進されている状況を踏まえると、今後は欧米の状況が決して無縁ではないとも言えるし、地域精神保健福祉活動を推進していく際に、関係者が適切な注意を常に払って行かねばならない問題となる可能性が高い。

2) 犯罪被害の種類

ここでは、児童虐待や配偶者間暴力等の広い範囲の犯罪と偶発的に遭遇する犯罪は除外し、一般刑法犯罪のなかで、犯罪被害を受ける背景に精神障害の存在が想定され、地域精神保健福祉活動を担っていく際に留意すべき事例を中心に述べるが、自験例や精神保健福祉相談員の体験事例をもとにしているため、限られた範囲での記述になっていることをお断りしておく。

(1) 財産被害：

詐欺、横領、窃盗等が挙げられるが、そのうち前二者は、単身あるいは障害者だけで同居する地域生活が増えていくこれからは、特に留意しておかなければならない犯罪

被害である。すでに、高齢者や軽度認知症の単身生活者に対する、リフォーム詐欺、高額な布団や商品の購入等の悪質商法の問題が取り沙汰されているが、精神障害者に対しても同じ問題が認められている。ひっそりと暮らす中で、寂しさにつけ込む巧妙な親切に騙されたり、あるいは拒否することができないまま強引に勧められて契約を次から次にしてしまうケースも稀ではない。また、訪問販売の場合だけではなく、同じような心理状態に付け込んでくるキャッチセールスや宗教活動をかたった靈感商法等の財産被害に遭うことが起きている。次に、横領も頻度の高い被害であり、留意しておかなければならない問題である。高額の預貯金や土地・家屋等の資産を有している精神障害者が、精神状態の悪化や単身生活が困難になり、施設入所や入院をするさいに、それまで疎遠であった親族に頼らざる得なくなったりして、預けた資産を横領されることが起きやすい。親族による横領だけではなく、施設等に入り、財産管理を委託する場合、内部のチェックシステムが整えられていない場合は、関係者による横領が起これることに留意が必要である。

窃盗や強盗に精神障害者が街中で遭遇する頻度は、日本の場合はまだ少ないと思われるが、相当な資産を有しながらも銀行などに預金することを嫌って、現金を床下などに隠している精神障害者で、一戸建てに住んでいるような場合、加害者に目をつけられ、盗みに入られることも起こり得る。

(2) 暴力犯罪被害

殺人、傷害致死、心中といった悲惨な事件の被害者になる場合、通常は親族間で発生することが多い。被害者の精神状態が悪化する中で、暴力行為などの問題行動が発生するも、家庭内だけで留まっている場合、すなわち保健所、医療機関、警察等に相談に至らず、家族だけでは医療機関に受診させることができないまま経過している等、家庭内の介護等に疲れ果て、追い詰められた家族が加害者となる事例は、高齢化した親が介護に当たっている場合に起こりやすい。

傷害や暴行は、ホームレスへの襲撃事件で明るみになる場合があるが、アメリカほど治安や住環境の悪化はまだ到来していないので、精神障害者がこの種の犯罪に巻き込まれる割合は日本では少ないと推測される。しかし、その一方、施設や病院内で傷害・暴行、最悪の場合は殺人の被害に遭う精神障害者がいたことも事実で、平成18年4月に施行された「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者の支援等に関する法律」でも要介護施設従事者等による高齢者虐待の防止が謳われているように、精神科病院や施設においても身体的虐待（暴行・傷害）が起こらないように留意しておく必要がある。過去の例に拠れば、開放的な処遇を中心にした施設に比べて、長期入院患者を閉鎖的環境で処遇し、乏しいスタッフ数で管理しているところでは、不適切な管理体制により、患者間での傷害や暴行、職員による暴力が発生しやすいと言える。

(3) 性犯罪被害

男性の場合、児童・思春期の男児以外は、強姦、強制わいせつの被害者になることは少

ないが、女性の場合は全ての年齢層で性犯罪被害者になりうる。とりわけ、女性の精神障害者の場合、精神状態の悪化時に深夜路上を徘徊していたり、佇立していたりして、通りがかりの車に押し込まれ、監禁されて強姦、強制わいせつの被害者となることがある。また、日中の街中においても、男性に声を掛けられ、強く拒否することが出来ないままホテルに行き、妊娠させられた事例もある。こういった場合、本人の口から被害体験が語られることが少なく、体型が変化してきても、周囲からは単に太ってきたと見過ごされ、中絶の機会を逃してしまうことも起こり得る。

家庭内においても、近親姦的な対象にされて、性暴力の被害者となることも起こりえる。このような場合、口外されないまま長年が過ぎ、妊娠によって表沙汰になったり、もし語られることがあっても、家族から否認されると、被害妄想かと思っ見過ごされてしまうことが起きやすい。

さらに、性犯罪被害が起こる状況として、施設や病院内が挙げられる。時に、留置場内で同種の事件が発生しているように、密室性が高く、拘禁的な環境である病院施設内で、職員によって引き起こされた場合や、女性患者が脱抑制といった精神状態により、誘惑的な言動を示した場合に、本来保護の任に当たるべき職員がそれに応じて、強制わいせつに及んでしまった場合もある。また、単身生活をしている女性患者宅を何らかの職務で訪れる関係者が同様の問題を起こすことも想定しておかなければならない。

(4) その他

業務上過失致死傷罪等の不慮の事故の被害として、交通事故がまず挙げられる。通常は、偶発的に発生するので、障害特性との関係は薄いと思われるが、認知症等に伴う徘徊癖のある障害者や事故傾性のある障害者の場合には、被害に遭う頻度が高い。また、交通事故に絡んで起きる事案として、当初は加害者の立場だったのが、事故処理の対応に困惑してしまい、相手方の不当、過剰な請求を拒否できずに、借金を重ねてしまったり、あるいは精神状態を悪化させてしまうといった、二次的に派生する被害を蒙ることがある。こうしたことは、自動車事故の場合は通常保険会社等が介入するので、起こりにくいですが、自転車の走行中や、あるいは歩行中の不注意が原因で発生し、警察官や救急隊を呼ぶほどではない事故の場合、相手方と本人との間で示談を進めるために、一人悩んで、そういった事態に追い込まれることがある。

一般的な犯罪被害とは異なるが、医療過誤による被害もさまざまあり、その中でも、高齢者や抗精神病薬により嚥下困難気味の人に対する食事介助や見守りが行き届かないために、窒息死する事故も発生していると思われるが、この場合、全ての事故が異状死として届けられてはいないので、実態を把握するのは難しいが、留意しておく必要がある。

3) 地域精神保健福祉活動時の留意点

安全と水はただという意識をこれまで長年持ち続けてきたように、治安の良さを誇っ